

平成18年4月1日に診療報酬の改定が実施されました。今回は、医事課からその内容の一部をご紹介します。

今回は次の視点に基づいて改定されました。

- ★ 患者さんから見て分かりやすく、患者の生活の質(QOL)を高める医療を実現する視点
- ☆ 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点
- ★ 今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点
- ☆ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点

以上の視点に基づき、項目ごとに当院に影響のあった主な内容をご紹介します。*1点10円です。

1 診療情報提供料の体系の簡素化について

これまでの診療情報提供料(医師が地域医療機関あてに診療情報を提供した場合に発生する負担金額)は、紹介する医療機関の病床数などによって料金が異なり、分かりにくくなっていましたが、大幅な簡素化で、2種類となり、分かりやすくなりました。

- 患者さんからの希望に基づき、セカンド・オピニオンの目的で診療情報を提供した場合
→診療情報提供料 500点
- セカンド・オピニオン以外の目的で診療情報を提供した場合
→診療情報提供料 250点

2 在宅療養への円滑な移行のための連携について

入院から在宅療養への円滑な移行のために、診療所の医師や訪問看護を行う看護職員等の多職種と連携して指導を行うことに対する評価が引き上げられました。

- 地域連携退院時共同指導料
→在宅療養支援診療所(※)と連携した場合 500点
→在宅療養支援診療所(※)以外と連携した場合 300点
(※) 24時間在宅療養のバックアップ体制が整っている診療所。



3 乳幼児深夜加算の新設について

小児救急医療体制の充実を図るため、乳幼児を対象とする新点数が創設されました。

- 乳幼児時間外加算 200点、乳幼児休日加算 365点、乳幼児深夜加算 695点

4 入院時の食事の単位の変更について

これまでは実際に提供された食数にかかわらず、1日単位で費用が設定されていましたが、1日3食を限度として、1食単位の費用が設定され、実際に提供された食数に応じて算定されることになりました。

- 入院時食事療養(I) 一般の標準負担額(1食につき) 260円
※標準負担額は所得によって異なります。